

令和元年長審第17号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年11月3日15時00分

針尾瀬戸南口

2 船舶の要目

船種	船名	モーターボートA	モーターボートB
総トン数		3.3トン	
登録長		9.55メートル	4.43メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		169キロワット	22キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りにキャビンを配し、その上方に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪があってその左前方に魚群探知機を組み込んだGPSプロッターを、前方にレーダーを、右前方に計器盤を、右舷窓際に機関操縦レバーをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、平成30年11月3日06時00分長崎県川棚港を発し、針尾瀬戸及び同県佐世保港を経由して同県片島周辺の釣り場に至って釣りをしたのち、14時00分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、針尾瀬戸は、大村湾と佐世保港をつなぐ長さ約2海里の細長い水道で、最狭部に西海橋と新西海橋が架けられ、潮流が最大10ノット以上に達することから、佐世保海上保安部により、同瀬戸における船舶の安全を図るため、不慣れな船舶や危険物積載船には、できるだけ憩流時に通航すること、並びに憩流時前後には、遊漁船及び釣り船等が多くなるので、見張りを厳重にすることなどの指導が行われていた。

a受審人は、佐世保港に続いて針尾瀬戸を南下し、14時59分少し前針尾港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から269.5度（真方位、以下同じ。）700メートルの地点で、同瀬戸最狭部を航過して、大村湾を見通せるようになったことから、針路

を同瀬戸南口中央部に向く143度に定め、機関を回転数毎分2,600にかけて20.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、レーダーを0.75海里レンジで作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、14時59分半僅か過ぎ北防波堤灯台から228度560メートルの地点で、針尾瀬戸南口に至ったことから、川棚港に向けて左転を開始した。

左転を開始したとき、a受審人は、左舷船首23度240メートルのところに、Bを視認することができ、その後ほとんど移動しないことから漂泊中と分かり、このままの針路を保てば、同船の船首方を100メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、船首方を一べつただけで、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、針路をBに向け近距離のところまで120度に転じ、同船に対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、15時00分北防波堤灯台から203度530メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷船首部に前方から75度の角度で衝突し、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力3の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部右舷側に風防のない操舵スタンドを配し、同スタンド中央部に舵輪があってその右側に機関操縦レバーを、左後方に魚群探知機をそれぞれ備え、船尾に船外機1機を装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、同日07時00分長

岐阜県彼杵港を発し、大村湾北部の釣り場に向かった。

b受審人は、大村湾を西行し、07時20分頃前示の釣り場に到着して釣りを始め、その後釣果を求めて釣り場を移動しながら北上し、14時00分北防波堤灯台から090度770メートルの地点に至って、船首を南西方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。

b受審人は、船尾甲板に立った姿勢で右舷側に竿を出し、南西方に圧流されながら釣りをを行い、14時20分針尾瀬戸南口まで流されたところで、憩流時となる状況下、14時59分半僅か過ぎ前示衝突地点で、船首が225度を向いていたとき、右舷船首75度240メートルの近距離のところに、自船に向け転針したばかりのAを初認し、同船が衝突の危険がある態勢で接近するのを認めたが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく、同船から目を離して釣りを続けた。

こうして、b受審人は、釣りをしたまま漂泊を続け、15時00分僅か前再び視線をAに戻したところ、至近に迫った同船に危険を感じ、海に飛び込んだ直後、Bは、船首が225度を向いたまま、前示のとおりに衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷、推進器軸及び同翼に曲損を、Bは、右舷船首部外板に亀裂等をそれぞれ生じた。

(航法の適用)

本件は、針尾瀬戸南口において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、同水域には特別法である海上交通安全法や港則法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係について

の規定がないから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、針尾瀬戸南口において、南下中のAが、見張り不十分で、無難に航過する態勢で漂泊中のBに向け近距離のところ左転し、同船に対して衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Bが、近距離のところ、衝突の危険がある態勢で接近するAを認めた際、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、針尾瀬戸南口において、川棚港に向けて左転する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、船首方を一べつただけで、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船に向け近距離のところ左転し、衝突の危険を生じさせて進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、針尾瀬戸南口において、釣りを行いながら漂泊中、近距離のところ、衝突の危険がある態勢で接近するAを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じ

させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月25日

長崎地方海難審判所

審判官 黒 田 拓 幸